



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 52 保安林の指定の解除 (森林整備課)..... 1
- 53 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 ()..... 1
- 54 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 2
- 55 一般競争入札による落札者の決定 (教育委員会)..... 2
- 56 随意契約の相手方の決定 (警察本部)..... 3

○ 内水面漁場管理委員会指示

- 1 コイヘルペスウイルスに関する委員会指示 4
- 2 潜水器漁法の禁止に関する委員会指示 4

○ 正誤

- 令和元年5月17日付け和歌山県報第4号和歌山県告示第45号中 5

告 示

和歌山県告示第52号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和元年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市中辺路町栗栖川字平原845の18
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第53号

平成31年和歌山県告示第221号(以下「告示第221号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
 - 二澤久子
 - 二澤太郎
 - 井本敏
 - 西山えみ子
 - 吉岡惣兵衛
 - 宮本庄之助
 - 坂中豊次郎
 - 稲垣嘉藏
 - 井本良治

保田善次郎
 二澤留松
 二澤懷徳
 保田幸太郎
 保田光太郎
 廣岡宇吉
 門次三郎
 岩井常助
 井岡安松
 吉田清七
 保田かう
 坊田米吉
 前田利右エ門
 大裕楠之助
 宮田熊之助
 保田まゑへ
 保田俊助
 島本総吉
 島本鉄之助
 吉田源助
 田中清兵衛
 南本宇三郎
 坂口利助
 保田與太夫
 二澤ひで

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
 告示第221号のとおり

和歌山県告示第54号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
 令和元年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3480	西牟婁郡白浜町字梓無2412番8の一部、2412番9の一部、字中尾2406番5の一部、2406番6の一部、2406番7の一部、2406番14の一部、2406番48、2406番50、2408番1の一部	田辺市中万呂610番地の50 磯崎正博	令和 元. 5. 10	6.00 ? 7.10	79.46

和歌山県告示第55号

平成31年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務について、一般競争入札により落札者を決定したの

で、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
和歌山県立図書館納入資料（図書） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立図書館資料課
和歌山市西高松一丁目7番38号
- 3 落札者を決定した日
平成31年3月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヒロカンパニー
和歌山市広瀬中ノ丁二丁目97番地
- 5 落札金額（各1冊当たりの納入価格）
資料本体価格の99.9パーセント
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特定政令第6条の公告を行った日
平成31年2月5日

和歌山県告示第56号

IC運転免許証作成用消耗品の購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - (1) カード基体 300枚×3入（一般） 48箱
 - (2) カード基体 300枚×3入（優良） 52箱
 - (3) カード基体 300枚×3入（新規） 6箱
 - (4) 経歴証明書カード基体 300枚 4本
 - (5) IC用リボンセット（2,000枚×1入×7種） 46箱
 - (6) 裏面印字用インクリボン 2,000枚 6個
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社DNPアイディーシステム
東京都新宿区新宿四丁目3番17号

5 随意契約に係る契約金額

(1) カード基体 300枚×3入（一般） 1箱当たり	465,588円
(2) カード基体 300枚×3入（優良） 1箱当たり	465,588円
(3) カード基体 300枚×3入（新規） 1箱当たり	465,588円
(4) 経歴証明書カード基体 300枚 1本当たり	162,648円
(5) IC用リボンセット（2,000枚×1入×7種） 1箱当たり	151,200円
(6) 裏面印字用インクリボン 2,000枚 1個当たり	17,280円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

内水面漁場管理委員会指示

和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイ）の持ち出し及び放流等に関して次のとおり指示する。

令和元年5月21日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大 杉 達

1 指示の内容

(1) 持ち出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたコイが確認された県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「当該水域」という。）においては、和歌山県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出し、他の水域に放流してはならない。

イ 知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のことを遵守すること。

ア PCR検査によりそのコイ群がコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。

イ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(3) (1) 及び (2) の規定は、採捕したコイを同一水系に放流する場合は、適用しない。

2 指示する期間

令和元年6月2日から令和2年6月1日まで

和歌山県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、潜水器（簡易潜水器を含む。以下同じ。）を用いた水産動植物の採捕について、次のとおり指示する。

令和元年5月21日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大 杉 達

1 指示の内容

県内の内水面（公共用水面に限る。）において、潜水器を用いて水産動植物の採捕をしてはならない。ただし、漁業権に基づき採捕する場合、和歌山県内水面漁業調整規則（平成16年和歌山県規則第55号）第32条第1項の許可を受けた者が採捕する場合又は和歌山県内水面漁場管理委員会の承認を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。

2 指示する期間

令和元年6月5日から令和2年6月4日まで

正 誤

正 誤

令和元年5月17日付け和歌山県報第4号和歌山県告示第45号中

ページ	誤	正
8	和歌山県漁船保険組合	日本漁船保険組合和歌山県支所